

# 近世の駕輿丁について

西村 慎太郎

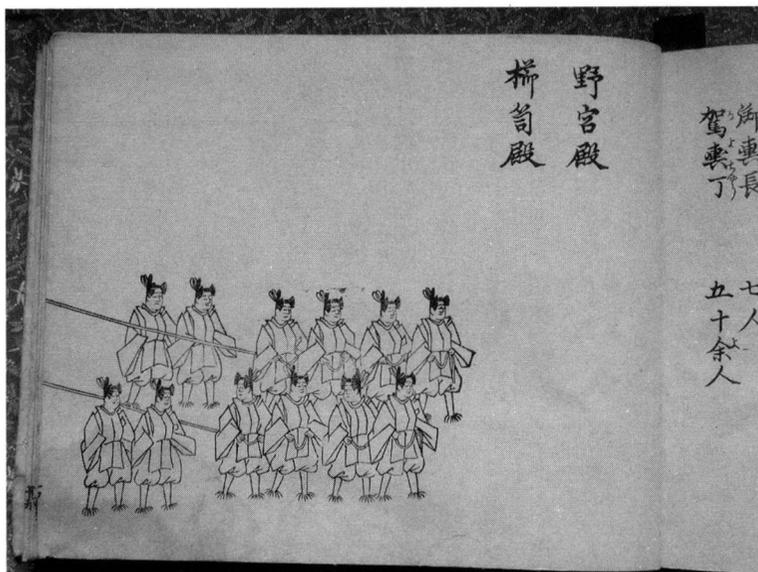
## 課題設定

本稿では近世の駕輿丁（カヨチヨウ）に関して、その役割・組織・存在形態を検証するものである。

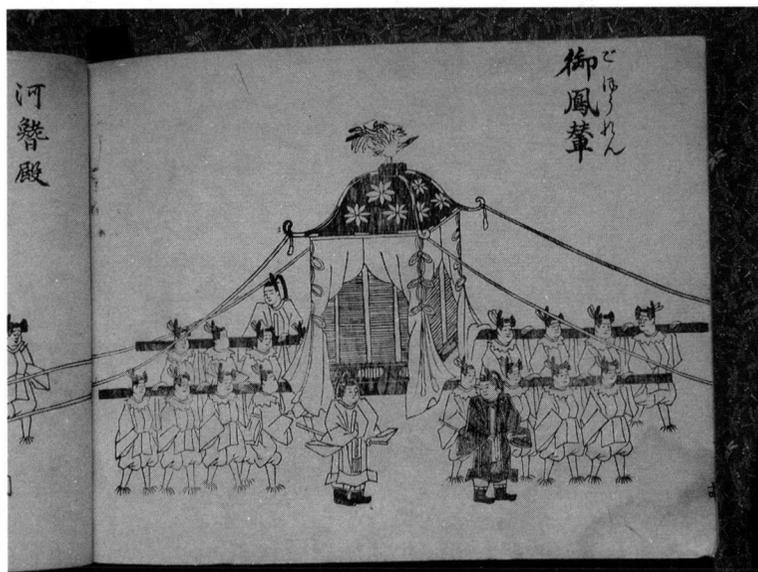
まず、次頁の図を見て頂きたい。これは筆者蔵の『御遷幸御行粧絵図』（以下、『絵図』と略す）一五丁目表から一六丁目表に描かれたものである。『絵図』は木版刷りの全一〇丁で、縦一七・六センチ×横二三・三センチ、表紙に五三桐と十六菊を描き、題簽に既述のタイトルを掲げる。奥付・刊記が記されていないため、版元などは一切不明。内容は焼失した内裏から桂宮邸へと逃れた孝明天皇が、安政二年（一八五五）一月二三日に「遷幸」する行列図である。

さて、天皇を乗せた「御鳳輦」を描いたこの部分に、本稿の主人公たち、すなわち駕輿丁が姿を現わす。一四丁目裏には駕輿丁の人数として、「御綱駕輿丁 前後二十四人」「御輿長 七人」「駕輿丁 五十余人」と記されている。一五丁目表と一六丁目表に描かれた駕輿丁、すなわち、鳳輦の屋根から長く延びた綱を手にしている駕輿丁の場合、

近世の駕輿丁について（西村）



『御遷幸御行粧絵図』（筆者蔵）15丁目表



同 15丁目裏



同 16 丁目表

冠は細纒に綯（オイカケ）、狩衣か、白丁と思われる装束を身に纏い、足元は藁履。一方、一五丁目裏に描かれた駕輿丁、すなわち、鳳輦を担いでいる者はほぼ同様の装束ながら、襟元に衿襦（ウチカケ）を着けている。

では、駕輿丁とは一体何者なのか。辞書より簡単に説明してみよう<sup>1)</sup>。『国史大辞典』によれば、左右近衛府、左右兵衛府の下級職員のこと、天皇の乗る輿などを担ぐ存在である。古代においては左右近衛府が各一〇〇名（その他直丁と呼ばれる存在一人）、左右兵衛府駕輿丁が各五〇名であった。六衛府のうち、四つの衛府に存在したため、四府駕輿丁とも言う。駕輿丁は鎌倉期の飢饉によってかなりの数が減じた一方、室町期に入ると、商工業者は課役免除の特権であった駕輿丁を目指したようである。そのため、例えば駕輿丁に属した京都の米売りだけで、一二〇余名に及んだ。そして、数多の商工業の座と同じく駕輿丁座として集団化を遂げることとなる。

古代中世段階、既述のような存在であった駕輿丁に関して、社会経済史の立場から研究を進めたのが豊田武氏であ

る。<sup>(2)</sup> 豊田氏は古代における駕輿丁の成立から組織、近世初頭に至るまでの展開を検討しているが、中心となるのは中世駕輿丁座に所属した様々な商工業者の様々な特権の検討であろう。駕輿丁座に属する商工業者を(A) 諸役免除の特権のみを有するもの、(B) 専売権をも併せ有するものと分けて、詳細な検証をしている。そして、近世の駕輿丁に関しては、統一権力による座の廃止、専売権の喪失から「駕輿丁座の没落」「中世的な残滓」と評価している。

次に、近世の駕輿丁について、明治期の有識故実家勢多章甫の記述から概観してみよう。

御鳳輦を昇く物を駕輿丁といふ、八十人あり、四十人にて昇き、残四十人は手替りなり、此外に左近兄部・左近沙汰人各一人あり、右近も是に同じ、左兵衛も右兵衛も同じく、兄部・沙汰人ひとりづつあり、此八人は駕輿丁の長なり、駕輿丁は京都市民の富有のものより願ひ、其役になれり、素より此もの共の負担するに堪へざるながら、帯刀を許され、又諸役免除になるにより、市民の競ふて此役になる也、新嘗祭に紫宸殿より神嘉殿まで菟花輦にて、行幸の時には此駕輿丁の昇き奉る巻纒の冠に、黄色の絹の布衣を着し、其上に両面錦にて製したる襦褌といふものを着す、よだれ掛の如き物也、藁の脛巾をはき、藁履をはく也、<sup>(3)</sup>

この記述から次のことが分かる。①駕輿丁は八〇人いて、四〇人が担ぎ、四〇人が交替要員であった。②左右近衛府・左右兵衛府にそれぞれ一人ずつ兄部(コノコウベ)・沙汰人という長がいた。③京都の富裕町人が勤め、帯刀・諸役免除となった。④新嘗祭行幸時に装束を着けて参勤した。

次に本稿での課題を提示する。既述の豊田氏の論稿は中世駕輿丁の分析が中心であるとは言え、近世駕輿丁を検討する上で前提となるものである。本来なら、豊田氏の評価である「駕輿丁座の没落」「中世的な残滓」を再検討し、近世京都の流通史・商業史・都市史の見地から論ずるべきであるが、現段階で筆者の力の及ばない部分であるので、本稿では次のような課題を設定したい。①近世駕輿丁の役割。既述の勢多章甫による一文の妥当性も含め、朝廷にあ

って、駕輿丁がどのような役割・職務を担ったか、それに対し、どの程度の額の下行が支払われたかを検証してみた(第一章)。<sup>②</sup>近世駕輿丁の組織。駕輿丁には統轄する存在として、兄部と沙汰人がおり、その配下に座人と称される人々がいた。兄部・沙汰人の役割を検証し、地下官人組織全体の中に位置付けてみたい。その際、「地下官人之棟梁」たる存在にも十分留意して検証する(第二章)。<sup>③</sup>近世駕輿丁の存在形態。駕輿丁の相続形態・生業・特権などの検討を試みたい(第三章)。そして、これら<sup>①</sup>から<sup>③</sup>を通じて、近世駕輿丁の全体像と身分的特質を明らかにすることを本稿の目的とする。以上の課題は、近世地下官人研究にとって意味があることは当然ながら、近世京都の流通史・商業史・都市史を検討する上でも有益であろうと思われる。なお、近世の駕輿丁に関しては、帯刀人の研究の一環として熊谷光子氏が紹介をしている。<sup>④</sup>また、梅田千尋氏は論稿の中で羽中田岳夫氏の修士論文に依拠して駕輿丁の特権について触れている。これらの分析も近世駕輿丁の研究にとって貴重な論稿であり、十分に参考にしたい。

なお、使用する史料は国文学研究資料館蔵山城国京都駕輿丁文書、<sup>⑤</sup>京都市歴史資料館蔵中島五郎家文書写真真帳及び野口安左衛門家文書写真真帳<sup>⑥</sup>である。これら使用する史料に関して若干触れておく。<sup>⑦</sup>国文学研究資料館蔵山城国京都駕輿丁文書は、三井文庫が昭和七年(一九三二)から同一年(一九三六)にかけて、計八回にわたって収集した史料群である。それ以前の所蔵先については不明。その後、同二六年度(一九五二)に現所蔵先に譲渡された。全三二点で、駕輿丁四軒・日本経済研究所所蔵写本・仙洞御所付仕丁仲間のものに分けられ、複数の史料群が混ざっている。幕末の御用留類が多く、当該期の駕輿丁を理解する上で欠くことのできない史料群と言える。京都市歴史資料館蔵中島五郎家文書写真真帳は、駕輿丁関係の史料を中心とした一九点の史料群。なお、この家は近世を通じて、駕輿丁として唯一官位の叙任を果たしている。<sup>⑧</sup>同じく京都市歴史資料館に所蔵されている野口安左衛門家文書写真真帳は商売・町組、そして駕輿丁関係を多く納めた三九六点の史料群。油小路四条上ル藤本町に住し、天保期に下京年寄を務めた呉

服屋である。近世後期に駕輿丁となり、明治まで続けている。

## 一、近世駕輿丁の役割

本章では、近世駕輿丁の役割・職務、またそれらの役割に対して支払われる下行などを検証する。下行とは朝廷儀式への参加に際して、朝廷・幕府より支給される米・金銀のことである。<sup>①</sup>

既述の通り、駕輿丁は天皇の乗る輿を担ぐことを役割とした。これは近世に至っても変わっていないが、具体的に検証してみたい。次章で豊田武氏の検証をもとに近世初頭の駕輿丁の様相を詳述するが、近衛府・兵衛府駕輿丁と猪熊座駕輿丁(十五世紀中ごろには左近衛府に属していた)が対立し、その際に作成されたと思われる「返答書四府駕輿丁謹而言上」という史料がある。<sup>②</sup> ここには近世初頭、駕輿丁が如何なる朝廷儀式に参加し、下行を支給されたかが記されている。対立の争点は捨象して、駕輿丁の参動した朝廷行事をまとめると次のようになる。

①天正一六年(一五八八)の聚楽第行幸では「諸役人なミニ被召出、御太刀御折紙拝領仕、則御馬代五貫文ツツ」下された。

②天正二〇年(一五九二)の聚楽第行幸では職務を勤めたが、「此度も御下行無御座候」。

③慶長一六年(一六一一)の後陽成天皇讓位の時は三二石の下行が支給された。

④同年の後水尾天皇即位の時は八石の下行が支給された。

⑤同年の内侍所仮殿渡御では一〇石の下行が支給された。

⑥同年の新上東門院(勸修寺晴子、誠仁親王妃)移徙では下行が支給されず、酒を下され、「岡本作州八木三石之

御折紙」が下された。

以上から、近世初頭の駕輿丁が行幸・讓位・即位などに参動していたことが分かるが、それらは臨時行事であり、毎年行なわれる「恒例行事」ではなかった。また、近世中期の地下官人の職務と名前を記した『地下諸役記』には「内侍所之御躰行<sup>13</sup>之御鳳輦等、兄部・沙汰人等令下知、駕輿丁之座人昇之」と見える。この記述から、近世中期の役割として、天皇による内侍所への移動時に「御鳳輦等」を担いでいたことが分かる。すなわち、近世初頭以降、天皇による内裏の外への移動は制限されており、駕輿丁としての活動も限定的であったことが窺えよう。

しかし、前章で提示した勢多章甫の記述は「新嘗祭に紫宸殿より神嘉殿」までの天皇の移動について鳳輦を担いだと記されているが、近世初頭から中期にかけての段階では確認できない。これは、新嘗祭が内裏で行なわれず、加えて寛政度内裏の造営まで、神嘉殿が存在しなかったためである。既に高埜利彦氏が明らかにしているように、元文五年（一七四〇）、一七七年ぶりに新嘗祭が再興される。しかし古代以来新嘗祭が執り行われていた神嘉殿は当時なく、紫宸殿を代用していた。その後、天明の大火による内裏焼失、寛政度内裏の造営によって、神嘉殿が建立されることとなる。これによって新嘗祭は古代同様神嘉殿で行なわれ、天皇の移動の必要性が生じてくる。その結果、朝廷における駕輿丁の受容は急激に増したのであった。例えば、『駕輿丁大石中務参役覚書』<sup>15</sup>によると、天保三年（一八三二）の「新嘗祭参役交名書」には三二名が記され、天皇の移動には必ず従う「御契櫃」「御鈴櫃」「御胡床」をそれぞれ二名が担いだ。

また、三節会・豊明節会参役としてそれぞれ二人ずつが記されているが、それらは駕輿丁を統轄する兄部・沙汰人が勤めている。したがって、これらの節会の場合、駕輿丁全体の参動ではない。では、三節会などで兄部・沙汰人が如何なる役割を担ったか。『駕輿丁諸用留』文久二年（一八六二）一二月条によれば、官方使部が右近衛府兄部大石

家によって来て、「近衛一人」に対し、遅滞なく参集するよう伝えている。<sup>(16)</sup>近衛大将の着陣（大将に任じられて初めて陣座に座る儀式）の際にも、兄部・沙汰人が参動していることから、節会において何らかの近衛府が行なう儀礼所作を担っていたのであろう。この点については本章の後半で、支給される下行の問題と合わせて再度検証したい。

次に駕輿丁が儀式の時に着用していた装束を検証する。本稿冒頭の『御遷幸御行粧絵図』で、冠は細纓に綉、白丁と思われる装束を身に纏い、足元は藁履であり、鳳輦を担いでいる者はほぼ同様の装束ながら、襟元に襦袢を着けていた。一方、既述の勢多章甫は「巻纓の冠に、黄色の絹の布衣を着し、其上に両面錦にて製したる襦袢といふものを着す、よだれ掛の如き物也、藁の脛巾をはき、藁履をはく也」とあり、若干の相違が確認できる。別の史料からこの点の検証を行なってみよう。まず、天保四年（一八三三）頃と思われる壬生官務宛の右近衛府兄部大石中務願書には、次のように記されている。

覚

一、装束 三拾式人前

右御鳳輦部屋より例年之通取出し申度奉存候、尤冠・細纓・老懸等廿九人前は迄申出し候得共、文化十四年御讓位行幸之節申出し、其後面々御預り申候ニ付、今度参勤之節、右御品各々着用仕罷在候間、別段拜借之義、不奉願候、

右之趣宜御沙汰奉願上候、以上、

何ノ十一月

長仲ヶ間惣代 大石中務

官務殿<sup>(17)</sup>

「御鳳輦部屋」<sup>(18)</sup>より毎年装束を取り出して、文化一四年(一八一七)の讓位行幸時に願い出て、「冠・細纒・老懸等」は駕輿丁が各自で持っているとし記してある。つまり、勢多の「巻纒の冠」という理解は誤りで、『御遷幸御行粧絵図』の描写が正しいことがわかるであろう。なお、纒(エイ)とは冠の後ろの垂れ下がった部分のことで、巻纒(ケンエイ)とは「武官五位以上」が警護をする時につけ、細纒とは六位以下がつけるものである。倭(老懸)とは、武官が冠下の左右に下げるものである。その他、天保四年に兄部・沙汰人はその他装束の「御預」を願い出ているが、その時の「御預寛」には、退紅・裨襜・布袴・脛巾が記されている。<sup>(20)</sup>退紅(アラゾメ・タイコウ)とは、「紅の薄き色なり。(中略)此色に染めたる布狩衣の短きもの」<sup>(21)</sup>のことである。裨襜(ウチカケ)は「古武官の礼服の一。(中略)身二幅の緋地の錦にて作る」<sup>(22)</sup>もので、この点は勢多の理解で間違いない。

次に駕輿丁の下行について検証してみたい。本章冒頭で提示したように、近世初頭から中期の場合、天皇の移動が制限され、新嘗祭も神嘉殿で行なわれていないため、毎年何らかの下行が支給されることはなく、さらに臨時行事においては額がまちまちであった。近世中期の朝廷儀式における下行を検証する史料として『諸司御下行記』があるが、ここには駕輿丁に関する記述が全く見られない。<sup>(23)</sup>次に近世後期の朝廷儀式における下行を検証する史料として『節会并祭事御下行帳』を見てみよう。<sup>(24)</sup>上巻は恒例行事に関する下行の書上だが、新嘗祭の項目に「駕輿丁長 二十人」として六石が記されており、これ以外には駕輿丁の記載が見られない。これはどういうことか。幕末の史料になるが、野口家文書からこの意味を探ってみよう。次の史料は幕末駕輿丁に関する書上・触・願書類を写したものの一部である。

昨亥年新嘗祭下行米割方算用書

一、米六石

近世の駕輿丁について(西村)

内巻升式合入賃引 又六升たちん引

又巻斗七升四合たちん引

ノ式斗四升六合

引テ五石七斗五升四合

内式斗五升 猪熊座沙汰人下行米

又九升 廿四人之外駕輿丁吾人同断

残五石四斗巻升四合

右六わり 九斗式合三夕巻才<sup>25</sup>

この史料の前後に元治元年（一八六四）の触が写されており、元治元年は子年であるため、「昨亥年新嘗祭」は文久三年のことと思われる。さて、この年の新嘗祭では米六石が下行として支給された。この額は既述の『節会并祭事御下行帳』と同様であることが確認できよう。何種類かの駄賃などが引かれ（その性質は不明）、残額五石四斗巻升四合を六分の一した額が最後に記されている。この六分の一は次章の駕輿丁組織で明らかにするように、駕輿丁兄弟部・沙汰人に人数である。すなわち、『節会并祭事御下行帳』で「駕輿丁長」と記されていたことから判明する。うに、六石は駕輿丁の長である兄弟部・沙汰人である六名に分配されたのであった。

では、節会などにも兄弟部・沙汰人は参勤しているが、何故それらの下行の記載が近世中後期の史料にも見えないのか。まず、前提として、兄弟部・沙汰人が節会に参勤して、下行を支給されていることは、『駕輿丁諸用留』文久三年二月一三日条に「於御春屋三節会下行米頂戴」とあり、また慶応元年（一八六五）二月二日条に「一、二条蔵ニ於テ、

例之通下行米左之通受取候事」として「新嘗祭卜行米六石・豊明節会卜行米壹石」とあることから間違いない。<sup>(26)</sup>そして、既述の『駕輿丁大石中務参役覚書』によれば、遅くても天保二年（一八三一）の踏歌節会には左近衛府兄部小畑数馬と右近衛府兄部大石中務が参勤しているが、天保九年以降に成立した『節会并祭事御下行帳』には駕輿丁の記事が見えない。このことから節会に参勤した兄部・沙汰人は駕輿丁としての役割以外を勤めているという推測が成り立つ。そこで『節会并祭事御下行帳』を微細に検討してみれば、白馬節会・踏歌節会に「四府 銚請取役」というのが確認でき、<sup>(27)</sup>六斗六升六合を支給されている。また、類似の役として豊明節会では「次将銚取 二人」が確認でき、一石を得ている。このことから節会において、兄部・沙汰人は「銚請取」「銚取」の役を担ったものと考えて間違いないからう。「銚請取」「銚取」について、具体的な内容は不明ながら、『節会并祭事御下行帳』では銚立役人と並置して記されている点がヒントとなる。銚立役人とは、駕輿丁同様に官方地下官人（後述）で「三節会左右之次将之前銚立役」である。<sup>(28)</sup>つまり、節会に参勤する兄部・沙汰人の役割は銚立役人と関わって、「銚請取」の役割を負ったのであった。なお、既述の『駕輿丁大石中務参役覚書』では、弘化二年（一八四五）「新嘗祭交名参役之覚」が記されており、その最後に「初参出金」として駕輿丁として初めて新嘗祭に参勤する四名の者が兄部・沙汰人に金二朱ずつを支払っているが、銚立役人安田隼人も銀四匁三分を支払っている。兄部・沙汰人と銚立役人とのつながりが窺えよう。また、宝永年間頃に成立したと目される『諸司御下行記』の「銚請取役」は「中村藤原氏」が勤めているが、駕輿丁ではないので、近世中後期以降に兄部・沙汰人が勤めるようになったのではなからうか。

では、座人の下行ほどの程度であったか。野口家文書には「定例入用」などを記した書付があるが、その中に「一、座人頂戴物」として、「新嘗祭参勤之節者、御下行米九升被下候事」と見える。<sup>(30)</sup>しかし、既述の通り、『節会并祭事御下行帳』には「駕輿丁長」以外の新嘗祭下行は確認できないので、兄部・沙汰人の下行には座人の分が含まれていた

[表一] 駕輿丁知行地一覧

年	名称	村	合計	備考
慶長 6	駕輿丁四人	3. 08 西院・0. 92 下京 畠	4	-
元和 3	駕輿丁四人	3. 08 西院・0. 92 下京 畠・1. 22 吉祥院	5. 22	-
寛永 18	四府兄部四人	2. 4 西院・1. 6 壬生・ 1. 22 吉祥院・1. 34 吉 祥院（ママ）	6. 56	「左近府小畑彦右衛門・ 右近府舟木与市郎・左兵 衛府近松与一兵衛・右兵 衛府虫鹿虎介」
万治 2	四府兄部四人	2. 4 西院・1. 6 壬生・ 2. 53 吉祥院	6. 53	「左近府小畑彦右衛門・ 右近府舟木与一郎・左兵 衛府近松与一兵衛・右兵 衛府岩井三右衛門」
宝永期以降	四府兄部四人	6. 53 西院壬生吉祥院	6. 53	小畑・近松・舟生・岩井

- ・村と合計の項目の数値は石高。単位は石。
- ・慶長6年のデータは『知行方之帳 地下』（東京大学史料編纂所蔵勤修寺家田蔵史料写真帳 6170. 68/1/581）
- ・元和3年のデータは『元和三年領知之帳』（東京大学史料編纂所蔵 2053/143）
- ・寛永18年のデータは『両局出納催之帳』（東京大学史料編纂所蔵 2053/38）
- ・万治2年のデータは『両局出納催之地下人知行』（東京大学史料編纂所蔵壬生家記録写真帳 6140. 5/31/7）
- ・宝永期以降のデータは『禁裡御所并宮家公家御領地記』（東京大学史料編纂所蔵 2053/25）

ものと思われる。

次に駕輿丁の知行について検証したい（表一）。最初に慶長六年（一六〇二）『知行方之帳 地下』には、「駕輿丁四人」として西院村三石八升、下京畠九斗二合、合わせて四石が記されている。<sup>(21)</sup> 『元和三年領知之帳』では西院村・下京畠に加えて、吉祥院村一石二斗二升が見える。<sup>(22)</sup> 寛永一八年（一六四二）『両局出納催之帳』には「四府兄部四人」として西院村二石四斗、壬生村一石六斗、吉祥院村一石二斗二升、同じく吉祥院村一石三斗四升が記されている。<sup>(23)</sup> このように若干の変化が認められるものの、この後はほぼ変化なく推移する。そして駕輿丁のうち、兄部のみがわずかばかりの知行地を手に入っていた。

次に駕輿丁の人数を見てみよう。豊田武氏は『壬生家文書』から寛永一十九年（一六四二）の駕輿丁人数が七二名であることを明らかにしている。<sup>(24)</sup> しかし、近世中期段階では、兄部・沙汰人・座人

で五九名に減少している。<sup>(35)</sup>その後、『駕輿丁御用控』によれば、文久三年の石清水行幸前に提出された「参役交名書」として一五三名が記されている。<sup>(36)</sup>このうち見習は二名、「仮欠補」は五四名であるため、「本役」と称された兄部・沙汰人・座人は七七名に過ぎないが、少なくとも近世初頭を上回る人数であったことは確認できる。近世後期に至って、駕輿丁の現実的受容が高まり、増員に結び付いたものと思われる。

本章最後に小括をしたい。近世初頭の駕輿丁は不定期な天皇・皇族の移動に伴い、参動したものの、移動が制限されると彼らの職務は有名無実化した。それは駕輿丁の人数減少につながる。しかし、近世後期に至って新嘗祭が神嘉殿で行なわれると駕輿丁の必要性が生じた。また、兄部・沙汰人の場合、新嘗祭は勿論、「鉾請取役」として節会参勤が求められた。そして、下行は兄部・沙汰人に新嘗祭で六石、節会で参加した二名に一石が支給され、新嘗祭に参勤した座人へは兄部・沙汰人の下行から支給された。知行地は兄部・沙汰人へのみ支給されたが、合計で六石五斗程度であった。すなわち、座人は勿論、兄部・沙汰人も知行や下行からの収入はたいへん少なかったと言えよう。

## 二、近世駕輿丁の組織と壬生官務家・兄部・沙汰人

本章では、近世駕輿丁の組織について検証し、次いで兄部・沙汰人と座人との関係を論じてみたい。なお、駕輿丁は官方と称される地下官人集団に属していた。官方とは壬生官務家によって統轄された地下官人である。壬生官務家と駕輿丁との関係についても合わせて述べてみたい。

最初に中世末から近世初頭の駕輿丁組織について概観する。既述のように、中世社会経済史の側面から駕輿丁を論じている豊田武氏の論稿は近世初頭まで検証している。豊田氏の利用している史料は『壬生文書』<sup>(37)</sup>『狩野亨吉氏蒐集

〔表二〕 寛永19年駕輿丁人数

左近衛府	兄部1名	座人9名	猪熊座30名
右近衛府	兄部1名	沙汰人1名	座人8名(内3名沙汰人配下)
左兵衛府	兄部1名	座人10名	
右兵衛府	兄部1名	座人7名	

豊田論文より

『文書』<sup>28)</sup>が中心であるが、筆者もこれらの史料を再検討したところ、豊田氏の検証に概ね妥当性があると判断したので、本稿では豊田氏に依拠して述べていく。<sup>29)</sup>

表二は寛永一九年（一六四二）の駕輿丁人数内訳である。この段階では左右近衛府・左右兵衛府にそれぞれ一名の兄部がおり、七名一〇名の座人が配下として存在する。また、右近衛府には沙汰人もおり、その下に三名の座人、左近衛府には猪熊座三〇名がいる。しかし、右近衛府だけでなく、もともとはそれぞれ沙汰人がいた模様で、天文年間の史料には左近衛府に二名の沙汰人が確認できる。その二名の沙汰人は左近衛府兄部の命令に背いたため、壬生家が辞任させている。豊田氏はこれら兄部と沙汰人の関係について、「兄部を補佐するもの」として沙汰人を位置付け、兄部の権力を「殆ど絶対的なもの」と評しているが、一方でその両者の対立をも明らかにしている。天文年間の事例であるが、兄部が「禁裏御番役銭」と称して呉服商から役銭を徴収して、うち二〇〇疋を年二回沙汰人に支給しているという例を主張するに對し、沙汰人は兄部から独立して座人からの課役徴収を述べている。その結果、寛永年間の右近衛府における兄部と沙汰人双方に座人が存在することとなったと思われ、「補佐」や「絶対的」という状態が徐々に変容していったものと思われる。なお、兄部を務めた人物に関して、豊田氏の論稿と他の史料から表三として提示したい。近世初頭以降、兄部の世襲も多く見られたが、幕末まで兄部を務め続けたのは小畑家のみである。また、左近衛府に属した猪熊座について、豊田氏は長祿年間以前から座として成立していたようであるが、いつから左近衛府に属したかと不明であると述べている。天正年間には上京地域に広く存在し、天正二六年（一五八五）四月の聚楽第行幸では三〇名に及ん

[表三] 近世駕輿丁兄部一覽

左近衛府兄部	小畑彦七 (慶長 10)	小畑彦右衛門 (寛永 11)	小畑数馬 (18c 初頭)	小畑数馬 (天保 13)
右近衛府兄部	舟木立以 (慶長 10)	舟木与一郎 (寛永 19)	舟木左門 (18c 初頭)	大石中務 (天保 13)
左兵衛兄部	近松正次 (慶長 10)	-	近松斎 (18c 初頭)	長濱将監 (天保 13)
右兵衛兄部	虫鹿常悦 (慶長 10)	-	岩井求馬 (18c 初頭)	岩井勅負 (天保 18)

典拠は慶長・寛永期が豊田論文、18世紀初頭が『地下諸役記』、天保13年が『駕輿丁大石中務参役覚書』

でいる。慶長年間には猪熊座の有力者が左近衛府兄部を務めるべく運動を展開するという事件も起こっているが、現段階では近世初頭の左近衛府と猪熊座の關係は詳述し得ない。この点は今後の課題として、ここでは単に左近衛府に猪熊座が属していたとだけ評価しておく。

次に、兄部・沙汰人の役割を検証する。史料上、彼らは「長」「長サ」と記され、その集団は「仲ヶ間一同」「長一同」として表記される。そして、彼らの役割は大きく次の四点に大別できる。①触・達の伝達、②願書・届の提出、③座人の御目見に同道、④参勤する座人の交名提出。これらを順番に見てみよう。

①触・達の伝達。次の史料は『駕輿丁諸用留』文久二年(一八六二)九月七日条である。

一、同七日、昼早く壬生家へ参館致ス、被仰渡次第、左ニ

(達省略)

右御達旨畏奉候、則座人共江茂相達候処、右御請申出候、依而御請  
如斯御座候、以上、

九月

右近衛府兄部 大石左馬介 印

官務殿

地下官人の場合、朝廷や幕府から発せられる触や達は最初に「地下官人之棟梁」にもたらされる<sup>(4)</sup>。今回の場合、官方地下官人を統轄する壬生家に伝達され、次いで右近衛府兄部大石左馬介に伝達される。各兄部・沙汰人は配下の座人へ達して、「御請」を壬生家へ差し出している。また、別の達には「尤同役・史生・下司等江者、自上首無漏脱可被相達候也」と記されており、上首（ここでは兄部・沙汰人）より下司（ここでは座人）への「漏脱」なき伝達が求められている。すなわち、壬生家と兄部・沙汰人と座人というように、触・届の伝達と請書提出を円滑に行なっている。

②座人からの願書・届の受取、壬生官務家への提出。次の史料は左兵衛府駕輿丁渡辺善右衛門から兄部長濱中務へ提出されたものである。

乍恐奉願口上書

一、私義下立売西洞院東人南側住居仕、左兵衛府駕輿丁御役義相勤来り、冥加至極難有仕合奉存候、然ル処此度釜座通竹屋町上ル升屋町西側住居替仕候ニ付、先年居宅頂戴仕候御役御免除御札者奉返上度、御役義之儀者是迄通り御大切ニ相勤申度、此段奉願上候、御憐愍を以御聞届ケ被為成下候ハハ、難有仕合ニ奉存候、右之趣 御所御表江宜御沙汰奉願上候、以上、

慶応元年丑九月

渡辺善右衛門

長濱中務殿<sup>(43)</sup>

駕輿丁渡辺善右衛門は引越しに当たってそれまでの住居の「御役御免除御札」を返上すると連絡してきた。何故、返上を願いだしたかは不明だが、座人の渡辺が願書を提出する際、兄部の長濱へまずは差し出したことが分かる。

長濱はこの願書を受けて、壬生官務家へこの件を届けたものと思われる。なお、壬生家へは願書ではなく、届であった。このことは注目に値する。例えば、文久四年（一八六四）二月に兄部長濱中務から壬生官務に差し出された「口上覚」は長濱の「女かねへ町職相譲」り、此れまで通り役儀を勤めることを述べたものだが、「仍此段御届奉申上候」とあるように、願書ではない。<sup>46</sup>座人の願書はあくまで兄部・沙汰人に対してである。他の地下官人の場合も「下司」の願書は「上首」に対するもので、「地下官人之棟梁」などへ提出するものは届書である。<sup>45</sup>また、次章で述べるように新しく補任される場合、兄部・沙汰人より壬生家に願書を提出するもの、壬生家自体がその座人に面会するのは補任当日であり、人物の選定は完全に兄部・沙汰人に委ねられていたと言えよう。

③座人の御目見に同道。ここでは嘉永四年（一八五二）に駕輿丁に補任した小原左近を事例に、右近衛府兄部大石大和目目の活動を見てみたい。次の史料はその時の様子記したものである。

御目得之節壬生家江献上物左之通持参候事

（補任料など省略）

右御目得補任頂戴之節持参、尤長案内して長上下、

壬生家江罷出候節、内玄関へ上ル、案内ニ而、使者之間江至り候、長道同ニ而、殿様御間有之、御のし頂戴、元之使者之間へ相待候ハハ、補任雑掌持参、頂戴、夫より引取申候、<sup>46</sup>

壬生官務への御目見に際して、兄部大石大和目と共に壬生家を訪れ、「使者之間」に到着。早速、「殿様」のいるところに案内されて、熨斗を貰い、また「使者之間」戻って、壬生家雑掌から補任状を渡されている。

④参勤する座人の交名提出。ここでは文久三年（一八六三）新嘗祭を事例として検証してみたい。<sup>47</sup>一〇月五日に使部が左近衛府兄部安本家に来て、「米月二十四日 新嘗祭未刻無遅々可有参集候也」と告げている。それを受けて一

一月朔日に「新嘗祭并豊明交名書官務家へ相納」めている。これは文久期に行なわれた賀茂社・石清水社の場合も同様である。

このように、「長サ」と称された兄部・沙汰人は「地下官人之棟梁」壬生官務と駕輿丁座人の間にあって、様々な活動していたことが分かる。これは他の地下官人の場合にも見られ、例えば、内膳司の場合、中世以来世襲で内膳司を勤めていた濱島家の下に史生・膳部という官人がおり、①や②などの活動を担っていた。<sup>(48)</sup>そして、史生・膳部の願等は濱島家へもたらされるのみで、朝廷運宮側へは届書という形式である。これは他の地下官人の場合も同様である。<sup>(49)</sup>ところで、各兄部・沙汰人は独自に活動していたわけではなく、諸事に対して、連絡を取り合い、時によっては寄合を行っていた。例えば、文久三年の賀茂社行幸に関する史料を見てみたい。

一、三月二日夜亥半刻ニ壬生家より直様参殿可致様ニ申使者人来、不快ニ付、相断申上候処、代人ニ而モ不苦候ニ付、急々参殿致候様被申候ニ付、代人相遣シ候所、左之通被仰付候、

此度攘夷ニ付、五七之間ニ

下上賀茂社江 主上行幸被為在候ニ付、駕輿丁供奉之者共重軽服之者相除キ、其余清浄之輩人数取調、近年 遷御度之通、仮欠補人躰急々取調、今晚中ニ長サ一同へ申達候様被仰付候ニ付、早々帰宅致、何分深更ニも相成候へ共、火急之儀ニ候間、早々一同へ右之趣通達致候事、

一、同三日昼早々長一同大石方へ入来、

（中略）

一、同（四日）昼後早々丸太町柳馬場東へ入町岡村座人高木東作殿席ニ而一同寄合有之、不快ニ付、別家伊助出ス、

此度仮欠補段々取調、一回四五拾人斗出来致、壬生家へ早々申出候処、明五日願書差出候様ニ被仰付候事、遷幸度通り、一回藁沓ト被仰付候所、何分一時ニ相成候ニ付、精々吟味致候得共、一足も無之候ニ付、長サ者藁沓、座人之向者乱緒ニ取極り候事、

一、みの笠并乱緒願書左ニ、

口上書

一、蓑笠

八十四人前

右拝借之儀、奉願候、

一、駕輿丁一同藁沓相用可申候処、差掛り候儀ニ付、用意難相整、長サ輩之外座人之向俗藁鞋乱緒相用申

度候、此段奉願上候、

右之趣宜敷御沙汰奉願上候、以上、

亥三月

左近府兄部

森下雅榮

右近府兄部

大石左馬介

左兵衛府兄部

長濱中務

右兵衛府兄部

岩井治部

左近府猪熊座沙汰人

岡村縫殿

右近府沙汰人

小野民部

官務殿<sup>50</sup>

この史料の筆者右近衛府兄部大石左馬介は、三月二日深夜、壬生家にて賀茂社行幸供奉と人数取調べが命じられた。翌日、兄部・沙汰人一同が大石家に集まっている。そして、四日には左近衛府猪熊座（岡村座）の座人高木東作家にて再び寄合をし、①「仮欠補」の者に関する願書、②座人は藁沓の調達が困難であるから、乱緒（＝草鞋）にしたという願書を差し出すことが話し合われた。

このような事例は同年の石清水社行幸の場合にも見受けられる。三月一八日、壬生家にて石清水社行幸のことが伝達される。その際、「此度者遠路之儀ニ付、矢瀬之童子肩相揃候者」も駕輿丁として勤めさせるようにと告げられている。二〇日に至り、兄部・沙汰人たちは早速寄合を開き、納得していないようだが、とにかく二一日に右近衛府兄部大石左馬介・左兵衛府兄部長濱中務・左近府猪熊座沙汰人岡村縫殿が八瀬村へ赴いている。そして、八瀬村側の意見は次のようなものであった。

八瀬村役中者申候ニ者、一昨日四十人斗禁中ニ而御請申上、又候今日罷出三十人斗御請申上候、都合七拾人斗御請申候ニ付、駕輿丁之御頼之儀者、老人も難出来候間、其儀者相断候、

八瀬村は禁中に対する他の役負担のため、駕輿丁としては一人も勤めさせることはできないと断りを告げている。八瀬村は山林に依存している村と言われるが、農繁期に多くの男性が禁中に使役させられることには辟易したであろう。さて、八瀬村の回答を壬生家に伝えた後、二二日に再び寄合が開催される。

右ニ付廿二日丸太町高木席ニ而寄合致、此度八瀬村之儀者、此後例ニも相成候而ハ、已後駕輿丁之廉も無之候ニ付、八瀬童子者相断、仮補之者ニ而相勤候様ニ一同治定致、官局へ右之趣申上候処、右之次第ニ而早々願書相認メ候様ニ被仰付、

兄部・沙汰人は八瀬童子に今回の駕輿丁を依頼したならば、「已後駕輿丁之廉も無之」という結論に達し、壬生家

へ「仮補之者」、すなわち駕輿丁の近親者や親族などによって勤めたいと訴えている。壬生家も兄部・沙汰人の主張に納得し、早速願書の提出を求めている。これらふたつの行幸の事例から、兄部・沙汰人は駕輿丁にとって有益な活動が進められるよう、寄合などで協議をし、壬生家に対して様々な要求をしていたことが分かる。

本章最後に小括をしたい。近世の兄部・沙汰人〔長〕〔長サ〕の役割は大きく次の四点に大別できる。①壬生官務家からの触・達を座人へ伝達すること、②座人からの願書・届を提出すること、③座人の御目見に同道すること、④参勤する座人の交名を提出すること。注目すべきは駕輿丁座人からの願書は兄部・沙汰人宛であり、統轄をする立場の「地下官人之棟梁」へは届書などで済まされていた点であろう。また、朝廷儀式に関して、兄部・沙汰人は壬生家から命令に対し、円滑に進めようとして寄合を開いているが、幕末の賀茂・石清水行幸に関わる記述からわかるように、朝廷・壬生家からの命令を従順に守っていたわけではなく、時には拒否して、駕輿丁にとって有益な主張を繰り広げていた。

### 三、近世駕輿丁の存在形態

ここでは、駕輿丁の存在形態について分析する。

最初に駕輿丁にはどのような者が補任されたかを見てみよう。表四は『京都御役所向大概覚書』より、諸役寄宿免除になった駕輿丁を記したものである。<sup>66</sup>四四名の駕輿丁の居住地や職業はバラエティに富んでいる。同様の傾向は明治三年（一八七〇）九月改の「左近府駕輿丁席順并宿所書」をまとめた表五からも見て取れる。<sup>67</sup>六六件もの左近衛府駕輿丁兄部・座人の居住地・職業は多種多様であり、駕輿丁がいろいろなタイプの者たちによって構成されていたこ

[表四] 近世中期駕輿丁の諸役免除 (『京都御役所向大概覚書』より)

軒数	名称	住所	職業	名前
1	駕輿丁役	新町通竹屋町下ル町	家具屋	伊藤権之丞
1	駕輿丁	一条通西洞院西江入町	両替屋	片岡甚右衛門
1	駕輿丁	東山崎町	魚屋	茨木彦兵衛
1	駕輿丁	油小路百万遍町	組屋	稲見伊織
1	駕輿丁	革堂之町	組屋	八原平左衛門
1	駕輿丁左兵衛府吏部(ママ)	堀出町	-	近松斎
1	駕輿丁	西石屋町	質屋	木原十右衛門
1	駕輿丁	伊佐町	織物屋	久松善兵衛
1	駕輿丁	伊佐町	織物屋	松井市兵衛
1	駕輿丁	筋違橋下半町	たはこや	片岡半右衛門
1	駕輿丁	筋違橋下半町	絹屋	三宅与右衛門
1	駕輿丁	戊亥町	絹屋	中瀬五郎左衛門
1	駕輿丁	戊亥町	絹屋	水谷九兵衛
1	駕輿丁	東長福寺町	帯織屋	岩井求馬
1	駕輿丁	堀川通南船橋町	蒔絵師	熊谷市兵衛
1	駕輿丁	大北小路東町	織物師	久松織部
1	駕輿丁	横大宮町	糸屋	奥野六兵衛
1	駕輿丁	油小路通浦辻町	両替屋	赤尾又兵衛
1	駕輿丁	革堂町	組屋	渡辺平八
1	駕輿丁	本妙蓮寺町	糸屋	樋口理右衛門
1	駕輿丁	西堀川下立売上ル町	絹布屋	木瀬九左衛門
1	駕輿丁左近府座人	中立売通新在家町	扇子屋	熊谷佐兵衛
1	駕輿丁	中立売東橋詰町	-	小畑数馬
1	駕輿丁	下長者町通鷹司町	-	渡辺六右衛門
1	駕輿丁	安楽小路	絹布屋	三宅三郎右衛門
1	駕輿丁	堺町通絹屋町	素麺屋	岡村勘左衛門
1	駕輿丁	新地桜町	-	近松彦兵衛
1	駕輿丁	衣棚町夷川上ル町	蒔絵師	吉川忠兵衛
1	駕輿丁	衣棚町夷川上ル町	呉服屋	岡村勘右衛門
1	駕輿丁	衣棚町夷川上ル町	両替屋	田辺七兵衛
1	駕輿丁	二条通仁王門之町	撰糸屋	長野仁右衛門
1	駕輿丁	室町通竹屋町上ル町	呉服屋	深井幸右衛門
1	駕輿丁	四条坊門本能寺南町	下絵書	山形平三郎
1	駕輿丁	白山通四条下ル町	紺屋	西嶋吉兵衛
1	駕輿丁	烏丸通手洗水町	織物屋	八木五郎左衛門
1	駕輿丁	富小路通三条上ル町	白粉屋	神田五郎作
1	駕輿丁	綾小路通西洞院西江入町	下絵書	中瀬利左衛門
1	右近府沙汰人座人	七条出屋敷南町	青物問屋	神田弥次右衛門
1	駕輿丁	西洞院蛸薬師下ル町	茶染屋	小嶋勘右衛門
1	駕輿丁	油小路通四条上ル町	茶染屋	山中四郎右衛門
1	駕輿丁	堀川通高辻上ル町	-	下村権三郎
1	右近府沙汰人	麩屋町通松原下ル町	薬種屋	神田民弥
1	駕輿丁	油小路松原下ル町	薬種屋	神田与三
1	駕輿丁右近府座人	油小路通出水上ル大黒屋町	-	降川庄兵衛

近世の駕輿丁について (西村)

とが分かる。本稿冒頭でも引用したように、勢多章甫は「駕輿丁は京都市民の富有のものより願ひ」と評価していることから、京都町人の中でも比較的裕福な商人・職人が勤めていたものと現段階では判断したい。<sup>58)</sup>

次に駕輿丁の補任がどのようにして行なわれるのかを検証したい。合わせて、如何なる特権を獲得したのかも見てみよう。野口家文書には『御所左兵衛府駕輿丁欠補願書并退役願書之控』という史料があり、これに基づいて検証する。<sup>59)</sup> 補任に当たって、兄部・沙汰人へ願書を提出する。無論、この段階では既に新しく補任される人物と兄部・沙汰人との間で、駕輿丁補任の契約が結ばれていることは間違いない。

#### 口上書

一、何通何町上ル下ル東江入西江入何町ニ自宅住居仕、何商売仕罷在候、此度駕輿丁左兵衛府座人欠補御役義相勤申度奉存候、御用之節ハ官名何誰と相名乗候様被 仰付度奉願上候、尤筋目之義者、別紙親類書之通相違無御座候、勿論當時何之掛合等も無御座候間、何卒右願之通被為 仰付被下候様御所御表江宜御沙汰奉願上候、以上、

年号月日

何十何才 何屋誰 印

秦 名乗

#### 長濱中務殿

史料から分かるようにこの「口上書」は願書の雛形である。提出された願書と「親類書」を受けて、左兵衛府兄部長濱中務は壬生官務家へ願書を提出している。壬生家では早速補任と御目見の日程を決定。前章で見たとように、その日、兄部に付き添われて壬生家を訪れた座人は補任料などの「献上物」を差し出し、壬生家から座人へは「のしこん

[表五] 左近府駕輿丁席順並宿所書

名前	住所	補任	商売	屋号	併記(息子カ)	備考
安本秦秀綱	-	-	-	-	勝二秦秀輝	左近府兄部
富田正一秦有信	知恵光院五辻上ル二丁目西側	天保4.6.7	黒染職	富田屋半兵衛	良之助義萬	
山中文三郎秦淑養	烏丸五条下ル二丁目西側	天保12.5.2	扇商	山田屋治兵衛	武助養武	
宇都宮久四郎秦喜行	出水千本東入南側	天保13.6.28	質渡世	菱屋久四郎	-	
松井利喜造秦弘秀	猪熊元誓願寺下ル東側	弘化3.5.28	金糸商	菱屋利兵衛	文造秀輝	
河口二郎秦政道	東中筋松原下ル東側	弘化4.2.25	人形商	奈良屋利兵衛	勇次郎道成	
林秀一秦介泰	烏丸四条上ル東側	弘化5.2.4	紅花商	青文字屋彦一	久造介利	長代ニ付安本ノ次ニ加フ
上村可一郎藤原忠一	堀川下立売上ル東側	嘉永4.10.20	表具職	表具屋新助	鎌之助忠為	
大音左太郎秦徳正	堀川今出川上ル北船橋町西側	安政2.11.23	質渡世	丸屋吉兵衛	友次郎友之	
安見一郎秦孝昌	榎木小川東入南側	安政6.12.18	魚問屋	鮑屋又兵衛	-	
山中幸次秦正定	下立売知恵光院西入北側	文久元.12.14	造醤油	麴屋小兵衛	勝太郎博教	
岡本弘七秦重昌	今出川大宮西入北側	文久元.12.14	糸商	大文字屋弥七	弥太郎昌訓	
中野藤一郎秦藤重	上立売浄福寺西入南側	文久2.12.21	薬種商	一文字屋藤兵衛	松之助藤次	
橋本務秦景昭	今出川寺町東入南側	元治2.1.14	太物商	若狭屋清兵衛	敬一郎景頼	
川橋利作秦高政	元誓願寺堀川東入北側	元治2.1.14	造醤油	玉屋利八	利八高義	
前出小兵衛秦正虎	元誓願寺千本東入南側	元治2.1.14	造酒	玉屋小兵衛	小三郎重信	
駒井茂作秦秀記	今出川千恵光院東入南側	元治2.1.14	天鷲絨職	和久屋義作	英太郎	(英太郎) 庚午九月御取放シ
岸壁秦充邦	今出川浄福寺西入南側	元治2.1.14	茶道具商	大文字屋宗六	-	
福本源七秦義路	出町青龍町西側	元治2.1.14	青物商	八百屋源七	-	
木村宗兵衛秦尚房	出町青龍町西側	元治2.1.14	造酒	坂本屋宗兵衛	喜十郎義房	
長谷川勇次秦重忠	大宮寺之内上ル四丁目若宮堅町西側	元治2.1.14	造醤油	柏屋嘉兵衛	栄次重正	
増田与五六秦義直	丸太町寺町東入南側	元治2.1.14	両替渡世	越後屋与兵衛	-	
辻光一郎秦安清	新町下立売下ル東側	元治2.1.14	紅板職	万屋安兵衛	-	
西村半右衛門秦正直	黒門上長者町上ル東側	元治2.1.14	烏帽子職	丹波屋半右衛門	弥三郎光重	
辻市三郎秦宗俊	今出川寺町東入南側	元治2.1.14	肴商	山城屋市兵衛	-	

名前	住所	補任	商売	屋号	併記(息子カ)	備考
山本源蔵秦貞良	六角御幸町西入北側	元治2.1.14	金具商	菱屋源七	清助貞則	
前出佐兵衛秦嘉告	松屋下立売上ル東側	元治2.1.14	造酒	玉屋佐兵衛	恒一郎邦杲	
豊田達八郎秦栄隆	寺町竹屋町下ル西側	元治2.1.14	袋物商	住吉屋菊兵衛	誠一郎賢親	
堂本五一秦長義	上長者町小川東入南側	元治2.1.14	造酒	丹波屋五兵衛	-	
長岡貞次秦重恒	寺町二条上ル西側	元治2.1.14	書林	鶴屋喜右衛門	喜一郎重安	東京在勤
伴茂七秦重治	出町青龍町西側	元治2.1.14	金物商	銭屋茂七	平三郎重義	
川副清太郎秦延定	榎木小川東入北側	元治2.1.14	魚問屋	伊勢屋清兵衛	-	
北村勝平秦利重	大宮五辻上ル東側	元治2.8.7	絹仲買	中屋庄兵衛	嘉市邦次	
田中二太郎秦栄理	烏丸四条上ル東側	慶応2.2.15	縮緬商	轡屋仁兵衛	清次郎茂啓	
斎藤市平秦嘉重	元誓願寺千本東入南側	慶応2.4.17	質渡世	木屋市兵衛	市太郎国重	
田村治輔秦幸信	大宮四条上ル西側	慶応2.5.28	上代更紗	土屋治助	甚之助幸正	
藤原忠次郎秦舜民	烏丸五条上ル	慶応2.8.12	木綿商	鍵屋忠兵衛	-	
小林栄太郎秦正恒	新町仏光寺上ル西側	慶応2.9.21	呉服商	播磨屋栄太郎	藤吉正忠	
西村義左衛門秦有理	油小路中立売上ル東側	慶応2.10.18	質渡世	伏見屋儀左衛門	左平太久貞	
磯田治平秦栄勝	錦小路柳馬場西入北側	慶応2.10.18	魚問屋	大津屋治兵衛	弘助敏之	
奥野務頼泰	烏丸御池上ル東側	慶応2.11.2	湯熨斗職	田原屋孫三郎	幸之助頼成	
井上左輔秦礼茂	六角柳馬場東入南側	慶応2.11.2	金箔商	和泉屋和助	和七重弘	
福田市十郎秦祐壽	六角柳馬場東入南側	慶応2.12.27	唐物商	山田屋市十郎	-	
安川九一秦直光	東洞院松原下ル東側	慶応2.12.27	油商	油屋九兵衛	弥助直定	
森田武兵衛秦義達	室町三条下ル東側	慶応2.12.27	呉服商	千切屋武兵衛	善兵衛祥芳	
井上善兵衛秦孝定	四条小橋西入南側	慶応3.6.17	金具商	池田屋善兵衛	新兵衛孝高	
奥村蔵五郎直福	高辻東洞院東入南側	慶応3.7.28	金具商	鉄屋伊助	蔵三郎直弥	
早瀬久七秦為信	麩屋町錦小路上ル東側	慶応3.7.28	呉服商	篠屋久七	虎次郎為保	補任己巳年, (虎次郎) 東京在勤
満川雅蔵秦雅恭	日暮出水下ル西側	慶応4.2.15	呉服商	松屋勘兵衛	君蔵雅穆	
小山光造秦光道	富小路錦小路上ル西側	慶応4.2.15	木綿商	枳屋友市	繁造光貞	
吉田甚兵衛秦庸直	千本五辻下ル東側	慶応4.④.24	質渡世	吉文字屋甚兵衛	利兵衛庸善	
井上秋吉秦盛次	高辻烏丸西入南側	慶応4.7.28	米商	阪本屋善兵衛	浅次郎盛政	

名前	住所	補任	商売	屋号	供記(息子カ)	備考
惣司清兵衛泰輝義	立本寺跡高倉町西側	慶応4.8.14	唐鋤商	紫竹屋清兵衛	-	
中川三郎泰良永	小川丸大町上ル西側	明治2.3.22	木綿商	菱屋要助	初三郎恒唯	
澤田文吾泰忠常	河原町丸大町上ル老町目西側	明治2.3.22	材木商	近江屋文五郎	-	
三谷豊七泰治徳	出町青龍町西側	明治2.3.22	造醬油	茂屋豊七	-	
田中忠太郎泰国栄	馬丸四条上ル西側	明治2.10.24	呉服商	美濃屋幸助	善七園敬	(善七)補任未御下ケ無御座敷
宅間軒造泰安明	小川堀川之間上立売下ル西側	明治2.10.24	綿織職	長兵屋佐助	-	補任未御下ケ無御座敷
岡田長兵衛泰善正	日暮出水下ル西側	明治2.11.13	金箔商	箔屋長兵衛	-	補任未御下ケ無御座敷
玉尾与作泰喜置	富小路四条上ル東側	明治2.12.12	呉服商	赤良屋与兵衛	-	補任未御下ケ無御座敷
山田九郎兵衛泰尚政	知恵光院寺之内上ル	明治2.12.23	質渡世	三折屋九郎兵衛	-	補任未御下ケ無御座敷
青山長祐泰芳春	出町青龍町西側	明治3.2.12	黄物屋	木屋長兵衛	-	補任未御下ケ無御座敷
池田誠太郎泰恒幸	新町四条上ル西側	明治3.9.6	呉服商	枳屋与左衛門	-	補任未御下ケ無御座敷
本郷文三郎泰茂房	衣棚植木町上ル東側	明治3.9.6	板ノ職	鳥羽屋文三郎	-	補任未御下ケ無御座敷
松山喜助泰富美	丸大町寺町西入南側	明治3.9.16	書林	菱屋喜助	-	補任未御下ケ無御座敷
池田市太郎泰栄長	知恩院新門前松原町	明治3.11.25	紙商	池田屋市郎兵衛	-	補任未御下ケ無御座敷

明治3年9月改「左近府駕輿丁席尉并宿所書」(「駕輿丁記事」国文学研究資料館蔵山城国京都駕輿丁文書二)

「と補任状が渡されている。次いで、補任状頂戴の後、座人は長濱へ「御免除札・非常札・御燈灯願書」を提出しつゝらる。

奉願口上書

一、此度私義駕輿丁左兵衛府座人欠補 御役義願之通被為仰付、難有奉存候、然ル上者 御用之節無遅滞參勤仕、御下知を請、御役義無由断大切ニ相勤可奉申上候、勿論私用申立、自由ケ間敷義一切仕間敷候、依之自宅 江諸役 御免除御札并非常御鑑札頂戴仕度奉願上候、尤町内何之差構無御座候間、何卒右願之通被為 仰付候様 御所御表江宜御沙汰奉願上候、以上、

年号月日

何誰 印

長濱中務殿

奉願口上書

一、私義何通何町上ル下ル東入西へ入何町ニ自宅住居仕居候処、此度駕輿丁左兵衛府兄部座人欠補 御役義願之通被為 仰付難有奉存候、自今 御用之節、非常旅行之節、帶刀仕候ニ付、此段御届ヶ奉申上候、尤 菊一御紋付高張燈灯巻張・箱燈灯巻張・弓張燈灯巻張、右三張被下置候様、何卒如先規被為 仰付候様、御所御表へ宜御沙汰奉願上候、以上、

年号月日

何誰 印

長濱中務殿

この二通の願書から、諸役免除札と非常鑑札、堤燈三張を下されるよう、兄部長濱中務へ願ひ出ていることが分かる。なお、「御用之節、非常旅行之節」の帶刀に關しては届で済ましている。そして、御所にて諸役免除札と非常鑑札を口向役人より貰ひ受けて、漸く補任に關わる一連の作業が終了となる。補任した座人は表六のような多額の費用を支払い、その後も毎年様々な入用があつた。

では、このような駕輿丁の身分とは如何なるものであろうか。右近衛府兄部大石家に伝來した御用留の写しと評価される『駕輿丁諸用留』の元治元年（一八六四）一二月条では、「例年之通宗門帳壬生家へ差上候事」と記されてお

り、少なくとも兄部・沙汰人の宗門帳が「地下官人之棟梁」たる壬生家へ提出されていたことが分かる。また、前章で少々触れた左兵衛府兄部長濱中務が町奉行所へ提出した願書を見てみよう。

乍恐口上書

一、私義呉服商売仕、御所左兵衛府兄部役相勤、右御役儀ニ付、長濱中務与相名乗、御用并非常旅行之節、帯刀仕、居宅家屋敷巻軒役諸役御免除御札頂戴仕罷在候処、此度商体向者、娘かね江譲り渡、私義町職相離れ候ニ付、長濱中務与相名乗、常帯刀可仕旨、御所御役人中より被仰渡候ニ付、御請申上度、此段奉伺候、尤何之懸り合等無御座候間、何卒右之趣御聞届被成下候ハハ、難有可奉存候、以上、

文久四年子二月九日

油小路四条上ル町 金屋安兵衛 印

（連印年寄・五人組など）三名略

御奉行様

この一件に関連した史料は、既に帯刀人研究の一環として熊谷光子氏が挙げているが、ここでは駕輿丁の身分という点に注目して検討してみたい。さて、この史料は、呉服商金屋安兵衛は長濱中務と名乗って左兵衛府兄部を勤めていたが、この度、商売を娘かねに譲って「町職」を離れたので、兄部長濱中務として常帯刀をしたいという伺であった。ここで注目すべきは次の二点であろう。第一に、彼は呉服商金屋安兵衛と左兵衛府兄部長濱中務という名のふたつを持っていたという点である。既に拙稿で内膳司史生の「老人式名」を明らかにし、「場の相違による身分の移動」があることを述べたが、長濱中務の場合も同様の事例と言えよう。第二に、「町職」を離れた後、長濱中務として常帯刀している点である。この結果、彼は町人身分の金屋安兵衛ではなく、常帯刀をする地下官人として奉行所からは

[表六] 入用一覧

入用項目	内容	金額
補任・御目見	御目得	金 100 疋
	補任	金 200 疋
	御肴	金 2 朱
	雑掌	銀 1 兩
	侍 3 人	銀 3 匁ずつ
	男 1 人	錢 200 文
内侍所へ御扇子料	-	銀 2 匁
同■	-	銀 2 匁
御免除御札	御免除御札御挨拶	金 100 疋
	雑掌	銀 1 兩
	侍 3 人	銀 3 匁ずつ
右御役義無滞相济 候上、長江挨拶	挨拶	金 3 兩
	肴料	金 2 朱
定例入用	年頭・八朔扇子料官務殿 へ年ニ兩度暑寒兼帯	銀 3 匁ずつ
	内侍所へ年頭・八朔年ニ 兩度	銀 2 匁
	長へ扇子料、年頭・八朔 年ニ兩度	銀 4 匁 3 分

京都市歴史資料館蔵野口安左衛門家文書写真真帳 C-53 より

認識されることとなり、町方の人別から外れたものと思われる。他方、管見の限りでは、座人は苗字を名乗っているものの、このようなことが確認できない。

次に駕輿丁の相続について見てみたい。これは駕輿丁が親子間で相続されたのか、それとも他家の者が駕輿丁を継ぐこととなるのかという点、言い方を変えれば、拙稿で地下官人のうち史生などは系譜上親子関係であるが、実際は他人へ「地下官人株」を譲ると

いう様相を明らかにしたが、それと同様の形態が駕輿丁で確認できるかについて検証したい。

管見の限り、駕輿丁同士の金銭授受によって、座人が替わる事例は確認できない。しかし、既述の野口家文書『御所左兵衛府駕輿丁欠補願書并退役願書之控』には「座人御役義外方へ譲り候節、長へ取置案文」として次の願書雛形を提示している。

乍恐奉願口上

一、私義左兵衛府兄部座人

〔表七〕石清水行幸時右近衛府仮欠補

	仮欠補名	関係者・続柄
1	長谷川源三郎	内藤兵部従弟
2	加藤莊七	内藤兵部従弟
3	栗原市兵衛	栗原吉兵衛舎弟
4	中村藤七	栗原吉兵衛従弟
5	津田喜兵衛	西羽主水従弟
6	九里儀助	西羽主水従弟
7	廣田善次郎	西羽主水従弟
8	湯浅喜之助	西羽主水従弟
9	内藤重助	西羽主水従弟
10	中西嘉兵衛	西羽主水従弟
11	池田友七	西羽主水従弟
12	宮本五兵衛	西羽主水従弟
13	平井萬兵衛	西羽主水従弟
14	堀池栄次郎	西羽主水従弟
15	飯田新七	大石左馬介従弟
16	八木九兵衛	大石左馬介従弟
17	前田治助	大石左馬介従弟
18	田中傳七	大石左馬介従弟
19	毛利長七	大石左馬介従弟
20	川合清兵衛	大石左馬介従弟
21	龍井友七	大石左馬介従弟
22	吉川伊助	大石左馬介従弟
23	中澤七兵衛	竹岡主計従弟
24	三ツ橋太兵衛	竹岡主計従弟
25	福田兵七	竹岡主計従弟
26	武田専助	竹岡主計従弟
27	大塚七郎兵衛	内藤兵部従弟
28	山中竹之助	内藤兵部従弟

『駕輿丁御用控』(国文学研究資料館蔵  
駕輿丁文書五) 文久三年四月三日条。  
番号は記載順。

御役義相勤来り候処、近年病氣罷成、御大切之非常 御用等難相勤候ニ付、退役仕、従弟何通何町上ル下ル  
東江入西江入何町何誰と申者へ御役義相続為仕度奉願上候間、(後略)<sup>68)</sup>

この史料から「外方」への相続は「従弟」への相続として願書を提出していることが窺えよう。また、文久の石清水行幸の時、大量に「仮欠補」として増員が認められるが、その際、右近衛府駕輿丁仮欠補として認められた人物が表七である。記されている順番ごとくに記したが、二八名中一人のみ「舎弟」(3 栗原市兵衛)であることを除いて全て「従弟」である。石清水行幸という非常事態であることを考慮しても、多くの仮欠補の者が「従弟」としての相続、すなわち「外方」よりの相続であり、これは駕輿丁の相続形態を想起する上で重要であろう。「外方」へ駕輿丁を譲ることが集団内で認められており、願書雛形が残されていることから、「外方」相続が多かったものと判断したい。

次に駕輿丁補任時の請書から、彼らの活動がどのように規定されていたかを見てみたい。次の史料は補任後、「長

方ニ而調印致候写」の「御請書」である。

御請書

- 一、例年 新嘗祭前・当日清浄専一ニ可仕候、於庭上者万事相慎可申事、
- 一、御所辺四町四方非常之節、早速内侍所江馳參、着至ニ相附可申事、
- 一、御用之節、私用等堅申間敷事、
- 一、御紋附御燈灯等私用ニ相用申間敷事、
- 一、年頭・八朔・暑寒相伺候儀、懈怠仕間敷事、
- 一、旅行之節者、願書差出、御差凶ニ随ひ可申事、
- 一、忌服触穢有之候節者、早速書附を以御届可申出<sup>67</sup>事、

この史料から、駕輿丁には次のような事項が求められていたことが判明する。①新嘗祭參勤に当たって「清浄」で、当日の庭上では慎んでいること、②非常時は内侍所へ参上すること、③御用時は私用を言ったりしないこと、④堤燈を私用しないこと、⑤年頭・八朔・暑寒の御礼は必ず勤めること、⑥旅行時には願書を提出すること、⑦「忌服触穢」の者は早く届を提出すること。ここでは第一条・第七条で「清浄」が求められ、御用や「御紋附御燈灯」が重視されている。駕輿丁という職の厳しさが窺えるが、現実には多くの問題が発生していた。天保四年（一八三三）頃と思われる「官務殿より被仰渡候趣」には次のように記されている。

- 一、近來例年駕輿丁兎角御用之節、庭上ニ而心得違等有之候よし相きこへ候ニ付、此度急度相改、心得違無之様駕輿丁之者へ可申間様被仰付、<sup>68</sup>（後略）

この史料から、一部の駕輿丁が庭上にて心得違いのことをしていたことがわかる。そして、このような状況はこの

時期に限定されるものでないし、駕輿丁のみに限られたものでもなく、多くの地下官人に見られた。次の史料は「新嘗祭ニ付、文政七甲申年十一月十五日御庭ニ而之御触」である。

近年新嘗祭參勤諸司之輩、称見舞、不用之人々着如形小忌杯、御場所徘徊、既昨年 行幸中狼藉之儀有之、剩行幸・還幸等内侍通行之節、防其道筋之輩有之由、東西舎於所役諸司等茂、其役相濟候者、速引退中和門外東西火炬屋辺可屯、無用之人々一切從幔外不可窺見、自今以後如寛政三年度御定謹慎可為神妙、（後略）<sup>(89)</sup>

新嘗祭にて「參勤諸司之輩」、すなわち地下官人があちこちと徘徊し、行幸中に狼藉を起こすような事態にまで至ったと言っているのである。さらに、「如寛政三年度御定」とあることから、このようなことは以前にも起こり、その時も「御定」が出されていたことが分かる。嘉永四年（一八五二）には、「御大切之 御用前酒宴を催候段、堅仕間敷、御用相濟候迄、急度相慎御用相勤候様」という請書を差し出しており、<sup>(90)</sup> 駕輿丁にとっては、厳肅な儀式というより、年に一度の所謂「お祭り騒ぎ」であつたのであろう。

本章最後に小括をしたい。駕輿丁は様々な商売を行なっている京都の町人身分によって形成されていた。現段階では、彼らが富裕層であるという勢多章甫の理解は妥当であろう。そのうち、兄部・沙汰人は身分的に「吾人式名」、すなわち町人身分としての名と地下官人としての名のふたつを持っていて、役負担の場によって、名前を使い分けていた。また、駕輿丁の相続は親子相続もあつたと思われるが、「外方」への相続、他人へ駕輿丁を譲ることも多く、その場合、「従弟」の扱いで願書・届が朝廷へ提出された。駕輿丁に補任された者は多額の金銭と引き換えに、諸役免除・帯刀・提灯を得ている。一方、駕輿丁が朝廷儀式中に問題を起こすことも多く、しばしば触や「御定」が出された。

## 論点整理

本稿最後に論点の整理を行なう。冒頭に三点に分けて課題を設定したので、それらに対して順番に整理を行ないたい。

① 近世駕輿丁の役割について。駕輿丁は天皇・皇族の移動に際し鳳輦を担ぐ役を担った。近世初頭以降、天皇・皇族の移動が制限されると駕輿丁の職務は有名無実化した。しかし、近世後期に至って新嘗祭が神嘉殿で行なわれると、移動のため駕輿丁の必要性が生じた。また、兄部・沙汰人の場合、新嘗祭だけでなく、「鉾請取役」としての節会参加が求められている。下行は兄部・沙汰人に渡され、そこから座人へもたらされるが、座人の下行は微々たるものであった。

② 近世駕輿丁の組織について。官方地下官人として、「地下官人之棟梁」の統轄を受けた駕輿丁。その駕輿丁の「長」または「長サ」と称されたのが兄部・沙汰人である。彼らの役割は大きく次の四点に大別できる。第一に壬生家からの触・達を統轄する座人へ伝達すること。第二に座人からの願書・届を壬生家へ提出すること。第三に座人の御目見に同道すること。第四に参勤する座人の交名を壬生家へ提出すること。そして、座人からの願書は兄部・沙汰人宛であり、壬生家へは届書などで済まされていた。新補任についても、壬生家がその座人に会うのは補任当日であり、駕輿丁の進退は兄部・沙汰人が負っていた。また、朝廷儀式に関して、兄部・沙汰人は壬生家からの命令に対し、寄合を開いて円滑に進めようとするが、命令を従順に守っていたわけではなく、時には拒否して、駕輿丁にとって有益になるよう主張をする場合もあった。

③近世駕輿丁の存在形態について。駕輿丁は京都の町人身分として様々な商売を行っていた。兄部・沙汰人は町人身分としての名と地下官人としての名のふたつを持っていた。また、駕輿丁の相続は親子相続だけでなく、他人へ駕輿丁を譲ることも多かった。他の末端地下官人（史生のような類。史料上では「下司」などとして表れる存在）が「地下官人株」として、売買している事例と類似である。駕輿丁に補任された者は諸役免除・帯刀・提灯を得ている。以上、簡単にまとめてみたが、これまでの地下官人研究上、重要な次の二点について、述べておきたい。これは前稿<sup>①</sup>で論じた点を補足するものである。

第一に、駕輿丁座人は誰でも補任されたという点。これは前稿で内膳司史生・膳部の事例を挙げて同様の結論を出したが、駕輿丁座人に関しても、朝廷は勿論、壬生家や兄部・沙汰人ですら、十分な身元調査を行っていない。そして、人数が欠けた場合や大規模な行幸が行なわれる場合などは即座に補充することができた。これは座人同士が一定のつながりを持っていないては成し得ないものであろう。その一例として、元治二年（一八六五）六月条の『駕輿丁諸用留』に、「去子年春已来より非常提灯之儀、馬乗提灯ニ致呉候様、座人より再三懇願」がされた<sup>②</sup>。この願は壬生家に認められるが、このような行動を単独で行ない、認められるとは考えにくい。兄部・沙汰人が寄合をしていたと同様、座人同士もつながりを持っていたことは間違いない。そもそも駕輿丁は様々な商売・様々な町の者であるのだから、複層的な関係であったことは当然であらう。そういう関係が駕輿丁の再生産を支えていたのである。そして、それは前稿でも同様であり、地下官人集団の末端全体が斯くの如き関係であったと言える。

第二に、駕輿丁に補任されようとする者の意識について。前稿では、地下官人となることで地域社会に一定の意味があると認識されていたことを述べた。駕輿丁の場合、諸役免除などの特権を得ること自体大きな意味であるが、しばしば素行の悪い駕輿丁に対する触や「御定」が出されていることは、彼らが駕輿丁になろうとする多様な志向性を

考える上で重要である。彼らの意識は天皇を畏敬の対象としたり、狂信的な尊皇主義というより、祭・興味・娯楽という意識に近かったのではなからうか。

最後に課題を提示したい。近世朝廷及び朝幕関係史研究における地下官人の位置付けは、近年の研究蓄積によって、ある種の到達点に達していると評価できよう（無論、検討課題がないということとはあり得ない）。本稿冒頭でも述べたように、駕輿丁をはじめ、近世地下官人研究は京都の流通・都市・村を検討する上で、重要な存在である。京都の様々な共同体や社会集団は多くの地下官人を内包していたためである。故に、筆者の地下官人研究を都市史研究の側面と絡めて、今後は近世史における京都の位置付けを検討していきたいと考えつつ、本稿を擱筆する。

#### 注

- (1) 『国史大辞典』三卷六三八頁「駕輿丁」項、同書七卷六一頁「四府駕輿丁」項。
- (2) 豊田武「四府駕輿丁」、『豊田武著作集 一座の研究』吉川弘文館、一九八二年。
- (3) 勢多章甫『思ひの儘の記』、『日本随筆大成』第一期一三、吉川弘文館、八〇頁。
- (4) 「地下官人之棟梁」に関しては、拙稿「近世地下官人組織の成立について」、『歴史科学と教育』二二、二〇〇三年、同「近世地下官人の組織と「地下官人之棟梁」」、『学習院大学文学部研究年報』五一、二〇〇四年。
- (5) 熊谷光子「帯刀人と畿内町奉行所支配」、『身分的周縁』部落問題研究所出版部、一九九四年。
- (6) 梅田千尋「近世宮中行事と陰陽師大黒松大夫―朝廷周辺社会の構造転換―」、『日本史研究』四八一、二〇〇二年。
- (7) 目録・解題については『史料館所蔵史料目録 第68集 山城国諸家文書目録(その二)』(国文学研究資料館、一九九九年)九頁～一三頁。
- (8) 目録・解題については『史料京都の歴史 第9巻 中京区』(平凡社、一九八五年)一一〇頁及び一二四頁～一二五頁。
- (9) 以下、註7及び註8を参考にした。
- (10) 『地下家伝』上(自治日報社、一九六八年)三四九頁。

- (11) 近世地下官人の下行に関しては、拙稿「近世地下官人の収入について―知行と下行―」(『新しい歴史学のために』二五四、二〇〇四年)。
- (12) 『駕輿丁記事』(国文学研究資料館蔵山城国京都駕輿丁文書一)
- (13) 『地下諸役記』(国立公文書館内閣文庫蔵一四六一七一)
- (14) 高筈利彦「江戸時代の神社制度」(『日本の時代史 15 元禄の社会と文化』吉川弘文館、二〇〇三年)。
- (15) 『駕輿丁大石中務参役覚書』(国文学研究資料館蔵山城国京都駕輿丁文書三)。
- (16) 『駕輿丁諸用留』(国文学研究資料館蔵山城国京都駕輿丁文書四) 文久二年(一八六二) 一二月条。
- (17) 前掲註15 『駕輿丁大石中務参役覚書』。
- (18) 日華門外で、宜陽殿の東側に当たる。
- (19) 江間務『新修有職故実』(星野書店、第四版一九三三年) 六一頁。
- (20) 前掲註15 『駕輿丁大石中務参役覚書』。
- (21) 関根正直・加藤貞次郎『改訂有職故実辞典』三〇頁「荒染・退紅」項。
- (22) 前掲註21 『改訂有職故実辞典』八〇頁「襦褌」項。
- (23) 『諸司御下行記』(無窮会神習文庫蔵四五一七)。なお、この史料は中御門天皇即位礼・元服の下行について記しており、宝永七年(一七一〇)以降に成立したものと思われる。前掲註11参照。
- (24) 『節会并祭事御下行帳』(国立公文書館内閣文庫蔵一四四一四三二)。天保九年(一八三八)の新嘗祭注進状などが記載されている。前掲註11参照。
- (25) 京都市歴史資料館蔵野口安左衛門家文書写真帳D二一九。
- (26) 前掲註16 『駕輿丁諸用留』文久三年(一九六三) 二月三日条及び慶応元年(一八六五) 一二月条。
- (27) 元日節会では「鉾請取役」とのみ見える。
- (28) 前掲註13 『地下諸役記』。
- (29) 詳細は不明。なお、前掲註13 『地下諸役記』には、「鉾立役人 梶次郎兵衛義継」の次に「幡鉾 中村長左衛門忠重」が見える。関連がある可能性を指摘しておこう。

- (30) 前掲註25野口安左衛門家文書写真帳C一五三。
- (31) 『知行方之帳 地下』(東京大学史料編纂所蔵勤修寺家旧蔵記録写真帳五八一)。
- (32) 『元和三年領知之帳』(東京大学史料編纂所蔵二〇五三一四二)。
- (33) 『両局出納催之帳』(東京大学史料編纂所蔵二〇五三一三九)。
- (34) 前掲註3豊田論文三三三頁。
- (35) 前掲註13『地下諸役記』。
- (36) 『駕輿丁御用控』(国文学研究資料館蔵山城国京都駕輿丁文書五 文久三年三月七日条)。
- (37) 『壬生文書』(東京大学史料編纂所蔵写本三〇七一・六八一―二)。
- (38) 『狩野亨吉氏蒐集文書』(東京大学史料編纂所蔵写本三〇七一・六二一―八五)。
- (39) 以下、前掲註3豊田論文三三三頁、三三三頁。
- (40) 前掲註16『駕輿丁諸用留』文久三年九月七日条。
- (41) 「地下官人之棟梁」管轄外の地下官人も存在する。それらの事例については前掲註4拙稿「近世地下官人の組織と「地下官人之棟梁」」参照。
- (42) 前掲註25野口安左衛門家文書写真帳D一一九。
- (43) 京都市歴史資料館蔵野口安左衛門家文書写真帳C一四一。
- (44) 前掲註25野口安左衛門家文書写真帳D一一九。
- (45) 拙稿「近世後期における地下官人の存在形態について―内膳司濱島家文書を事例として―」(『史学雑誌』第一一四編第四号、二〇〇五年)、前掲註4拙稿「近世地下官人の組織と「地下官人之棟梁」」。
- (46) 京都市歴史資料館蔵野口安左衛門家文書写真帳D二一二。
- (47) 前掲註16『駕輿丁諸用留』文久三年一〇月二五日条、十一月朔日条。
- (48) 前掲註45拙稿「近世後期における地下官人の存在形態について―内膳司濱島家文書を事例として―」。
- (49) 前掲註4拙稿「近世地下官人の組織と「地下官人之棟梁」」では外記方地下官人のうち、兵庫寮を検証した。
- (50) 前掲註36『駕輿丁御用控』文久三年三月二日条、四日条。

- (51) 前掲註7 『史料館所蔵史料目録 第68集 山城国諸家文書目録(その二)』一一頁によれば、「右近衛府兄部を世襲した大石家が所蔵した記録文書の写本であるが、これらも青山長兵衛が書写したものであろう」と評価している。
- (52) 次の石清水社行幸に関わる一件は前掲註36 『駕輿丁御用控』文久三年三月一日条と評価している。
- (53) 前掲註36 『駕輿丁御用控』文久三年三月二日条。
- (54) 池田昭 『天皇制と八瀬童子』(東方出版、一九九一年) 一一頁～一三頁。
- (55) 前掲註36 『駕輿丁御用控』文久三年三月二日条。
- (56) 『京都御役所向大概覚書』(清文堂、一九七三年) 一一九頁～一三四頁。
- (57) 前掲註12 『駕輿丁記事』。
- (58) 但し、他の地下官人の下司が決して裕福ではなかったことは既に別稿で述べたことがあり、この点はさらに検証を重ねていきたい。前掲註45拙稿「近世後期における地下官人の存在形態について―内膳司濱島家文書を事例として―」。
- (59) 前掲註30野口安左衛門家文書写真真帳C―一五三。なお、この史料の裏表紙に「長濱家」とあり、左兵衛府長濱家に伝来したか、その写しであると思われる。
- (60) 前掲註7 『史料館所蔵史料目録 第68集 山城国諸家文書目録(その二)』一一頁。
- (61) 前掲註16 『駕輿丁諸用留』文久三年二月条。なお、一二日条と二二日条の間に記されている。
- (62) 前掲註25野口安左衛門家文書写真真帳D二―一九。
- (63) 前掲註5 熊谷論文三八四頁～三八五頁。
- (64) 前掲註45拙稿「近世後期における地下官人の存在形態について―内膳司濱島家文書を事例として―」四一頁～四四頁。
- (65) 前掲註45拙稿「近世後期における地下官人の存在形態について―内膳司濱島家文書を事例として―」。
- (66) 前掲註30野口安左衛門家文書写真真帳C―一五三。
- (67) 前掲註46野口安左衛門家文書写真真帳D二―一二。
- (68) 前掲註15 『駕輿丁大石中務参役覚書』。
- (69) 前掲註15 『駕輿丁大石中務参役覚書』。
- (70) 前掲註15 『駕輿丁大石中務参役覚書』。

(71) 前掲註45拙稿「近世後期における地下官人の存在形態について―内膳司濱島家文書を事例として―」。

(72) 前掲註16『駕輿丁諸用留』元治二年六月条。

(73) 内膳司史生射場重俊は永尋の者であることが発見し、辞官位記返上の上、在地へ戻った。数ヵ月後、「外聞」が悪いので、再び内膳司膳部に補任してもらいたいと願い出てきた。この場合、地下官人となることで、地域に一定の意味があると、少なくとも射場重俊には認識されていた(地域社会側がどの程度認識していたかは不明)。

(史学科助手)